

相続寺子屋区民講座(無料)

初めて学ぶ相続の基礎 全12回

日時 / 令和7年3月5日(水) 13:30~15:00

場所 / 曳舟文化センター 2階 第2会議室

住所 / 墨田区京島 1-38-11

第3回《相続放棄について》

内容 : 民法915条には、相続人は自己のために相続の開始があったことを知った時から3箇月以内に、相続について、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならないと、定められています。今回は「単純承認」「限定承認」「相続放棄」についてご説明します。

定員10名要予約 ☎090-9014-8106 (高橋)

13時30分~講義 14時30分~質疑応答

15時~個別無料相談会(1組限定要予約)

次回は令和7年4月7日(月) 13時30分~15時00分

曳舟文化センターで開催します。(定員10名要予約)

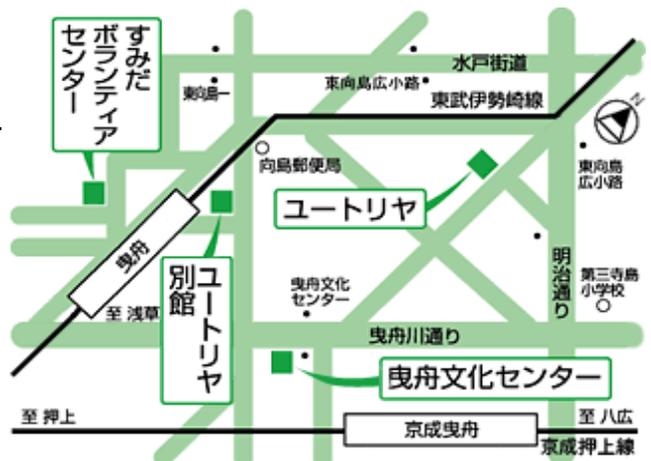
詳細はURL <https://www.taka84-shouten.com> に掲載

講師 : 高橋 一雄

NPO法人 相続アドバイザー協議会 常務理事

相続寺子屋東京 代表

プロフィール : 昭和38年福島県生まれ 昭和54年海上自衛隊入隊
平成3年宅地建物取引士登録 平成7年土地家屋調査士登録 平成
8年測量士登録 平成9年測量会社設立 平成18年土地家屋調査士
法人設立 平成19年公認不動産コンサルティングマスター登録 平
成19年~相続アドバイザー養成講座講師 平成22年~NPO法人相続
アドバイザー協議会理事 上級相続アドバイザー 平成31年合同会
社高橋商店設立代表社員 令和3年日本大学大学院修士課程修了
高橋一雄土地家屋調査士事務所代表



問合せ先 : 相続寺子屋東京事務局 墨田区太平4-18-9佐藤様方 ☎090-9014-8106 (高橋)